

武蔵野市ケアプランデータ連携システム導入補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、武蔵野市の区域内（以下「市内」という。）に所在する介護サービス事業所等に対してケアプランデータ連携システム導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することによりケアプランデータ連携システムの導入を促し、介護サービス事業所等の業務効率化及び負担軽減を推進することで、介護サービス事業所等における人材の不足及び利用者の増加に伴う業務量の増加による影響の緩和を図り、適切なサービス提供の継続により、市民が今後も安心して介護サービスを享受し、生活を継続できるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号）で使用する用語の例による。

- (1) 介護サービス事業所等 居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援又は第1号事業を実施する事業所をいう。
- (2) ケアプランデータ連携システム 介護サービス事業所等の使用に係る電子計算機と接続された、介護サービス事業所等の間で交わされるサービス等の情報の共有等のための情報処理システムで、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行うものをいう。
- (3) データ連携 介護サービス事業所等がケアプランデータ連携システムを用いてサービス等の情報の共有等を行うことをいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業所」という。）は、市内に所在する介護サービス事業所等のうち、ケアプランデータ連携システムによるデータ連携の対象となる事業所とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 事業を営むにあたり、法令の規定に違反していると認められる者
- (2) 武蔵野市暴力団排除条例（平成24年9月武蔵野市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になる営業を行う者

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、対象事業所が負担したケアプランデー

タ連携システムの利用に係るライセンス料（以下「補助対象経費」という。）とする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、次に掲げる額を上限とし、予算の範囲内において交付する。ただし、補助対象経費に対してこの要綱による補助金以外の補助金、助成金等の交付を受けているときは、補助対象経費からその金額（以下「他補助金等の金額」という。）を差し引いた額と次に掲げる額とを比較して、いずれか低い額を上限とする。

- (1) ケアプランデータ連携システムを導入した日の属する年度のもののについては、補助対象経費の4分の1に相当する額
- (2) ケアプランデータ連携システムを導入した日の属する年度の翌年度以降の年度のもののについては、補助対象経費の全額

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする対象事業所の代表者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 武蔵野市ケアプランデータ連携システム導入補助金交付申請書兼請求書兼誓約書兼振込依頼書（第1号様式）
 - (2) 補助対象経費の支払を確認できる書類（領収書、支払証明等）
 - (3) 他補助金等の金額が分かるもの（交付決定通知書等）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、対象事業所が社会福祉法人である場合には、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和49年9月武蔵野市条例第34号）第2条に規定する社会福祉法人助成申請書及び書類に、市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付の決定を行い、武蔵野市ケアプランデータ連携システム導入補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請者に対し補助金を交付しないことを決定した場合は、武蔵野市ケアプランデータ連携システム導入補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、申請者が社会福祉法人である場合にあっては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例第3条及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和49年9月武蔵

野市規則第19号) 第3条の規定により、通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条第1項及び第3項の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を行ったときは、申請者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたとき又は交付決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (3) 武蔵野市暴力団排除条例第8条の措置を講じるとき。
- (4) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団又は武蔵野市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当することが判明したとき。
- (5) 第3条第2項に該当する者となったとき。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに武蔵野市ケアプランデータ連携システム導入補助金交付決定取消通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、当該申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(検査及び報告)

第11条 市長は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

2 申請者は、前項の規定による求めがあったときは、これに応じなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年1月27日から施行する。ただし、第5条第1号の規定は、同年4月1日から施行する。